

環水大土発第1703318号
平成29年3月31日

都道府県
政令市 土壤環境保全担当部（局）長 殿

環境省水・大気環境局土壤環境課長
（ 公 印 省 略 ）

土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う「汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について」及び「土壤汚染状況調査における地歴調査について」の一部改正について

平成28年4月15日に「土壤の汚染に係る環境基準の追加及び地下水の水質汚濁に係る環境基準における項目名の変更並びに土壤汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う土壤汚染対策法の運用について（環水大土発第1604151号）」により通知したとおり、平成29年4月1日付けで、土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第74号）及び汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成28年環境省令第4号）等が施行される。

今般、このことを踏まえ、下記のとおり、汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について（平成22年2月26日付け環水大土発第100226001号。以下「処理業通知」という。）及び土壤汚染状況調査における地歴調査について（平成24年8月17日付け環水大土発第120817003号。以下「地歴調査通知」という。）の一部を改正することとしたので、御了知の上、貴管下市町村及び汚染土壤処理業者にも必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 処理業通知の一部改正について
別添1新旧対照表のとおり改正すること。

第2 地歴調査通知の一部改正について
別添2-1新旧対照表及び別添2-2新旧対照表のとおり改正すること。

改 正 後	現 行
<p>第1 汚染土壌処理業の許可</p> <p>1. 汚染土壌処理業の許可の申請の手続</p> <p>(1) 申請書の様式及び記載事項 (略)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(法第22条第2項第4号) 汚染土壌処理施設が処理することのできる汚染土壌の特定有害物質の種類を、<u>特定有害物質の種類ごとに記載させるとともに、処理することのできる汚染土壌の濃度の上限値を定めている場合には当該上限値を記載させること。</u></p> <p>⑧～⑪ (略)</p> <p>(2) 申請書添付書類及び図面 (略)</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類(省令第2条第2項第20号) 発生してから排出口から大気中に排出されるまでの大気有害物質の排出経路、大気有害物質の処理設備の構造、能力及び設置場所、大気有害物質の処理フロー図、大気中に排出される大気有害物質の量の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付させること。<u>なお、クロロエチレン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物、ベンゼン及びポリ塩化ビフェニルについても、別紙2に掲げられている方法等を参考に1年に1回以上測定することが望ましいことから、上記の書類についても添付させることが望ましいこと。</u> (以下略)</p> <p>⑬・⑭ (略)</p> <p>2. 汚染土壌処理業の許可の付与</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 許可証</p>	<p>第1 汚染土壌処理業の許可</p> <p>1. 汚染土壌処理業の許可の申請の手続</p> <p>(1) 申請書の様式及び記載事項 (略)</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(法第22条第2項第4号) 汚染土壌処理施設が処理することのできる汚染土壌の特定有害物質の種類を記載させるとともに、処理することのできる汚染土壌の濃度の上限値を定めている場合には当該上限値を記載させること。</p> <p>⑧～⑪ (略)</p> <p>(2) 申請書添付書類及び図面 (略)</p> <p>①～⑪ (略)</p> <p>⑫ 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類(省令第2条第2項第20号) 発生してから排出口から大気中に排出されるまでの大気有害物質の排出経路、大気有害物質の処理設備の構造、能力及び設置場所、大気有害物質の処理フロー図、大気中に排出される大気有害物質の量の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付させること。</p> <p>(以下略)</p> <p>⑬・⑭ (略)</p> <p>2. 汚染土壌処理業の許可の付与</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 許可証</p>

① 許可証の交付

汚染土壌処理業の許可をした際には、許可証（省令様式第6）を交付することとし、許可証中「許可の年月日」については、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可をした日を記載することとし、「許可の有効期限」については、法第22条第1項の許可をした日から5年間とすること。また「変更の内容」には法第23条第1項の許可をした日又は許可証の書換えをした日を記載することとし、その具体的内容についても記載すること。

汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態については、特定有害物質の種類ごとに記載すること。

(以下略)

②・③ (略)

第2 汚染土壌の処理に関する基準について

1. (略)

2. 処理の基準
(略)

(1)～(15) (略)

(16) 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、一定の物質について許容限度を設けるとともに、大気汚染物質の量を測定すること（省令第5条第16号）

(略)

大気有害物質のうち、水銀及びその化合物並びにダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）については、1年に1回以上測定しなければならないこと。これらの測定については、数値的評価を行う必要はなく、施設の運転管理及び排出実態の把握の観点から汚染土壌の処理に伴って排出される量を測定すれば足りるものであること。また、環境大臣の定める大気有害物質についての測定方法については、平成22年環境省告示第25号に定められているが、当該告示に測定方法の定めがない大気有害物質については、別紙2に掲げられる方法等を参考に測定されたいこと。

クロロエチレン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物、ベンゼン及びポリ塩化ビフェニルについては、別紙2に掲げられている方法等を参考に1年に1回以上測定することが望ましいこと。

(17) 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を一

① 許可証の交付

汚染土壌処理業の許可をした際には、許可証（省令様式第6）を交付することとし、許可証中「許可の年月日」については、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可をした日を記載することとし、「許可の有効期限」については、法第22条第1項の許可をした日から5年間とすること。また「変更の内容」には法第23条第1項の許可をした日又は許可証の書換えをした日を記載することとし、その具体的内容についても記載すること。

(以下略)

②・③ (略)

第2 汚染土壌の処理に関する基準について

1. (略)

2. 処理の基準
(略)

(1)～(15) (略)

(16) 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、一定の物質について許容限度を設けるとともに、大気汚染物質の量を測定すること（省令第5条第16号）

(略)

大気有害物質のうち 1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ポリ塩化ビフェニル及びダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）については、1年に1回以上測定しなければならないこと。これら測定については、数値的評価を行う必要はなく、施設の運転管理及び排出実態の把握の観点から汚染土壌の処理に伴って排出される量を測定すれば足りるものであること。また、環境大臣の定める大気有害物質についての測定方法については、平成22年環境省告示第25号に定められているが、当該告示に測定方法の定めがない大気有害物質については、別紙2に掲げられる方法等を参考に測定されたいこと。

(17) 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を一

定の場合を除き当該汚染土壌処理施設外へ搬出し
ないこと。(省令第5条第17号)

汚染土壌処理施設外に搬出される土壌は、法第
22条第2項の申請書に記載された再処理汚染土
壌処理施設に搬入するために搬出する場合を除
き、原則として26種のすべての特定有害物質に
ついて規則第59条第3項に規定する方法(以下
「掘削後調査の方法」という。)により調査し、土
壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するもの
であることが確認されたものでなければならない
こと。

(以下略)

(18)～(20) (略)

(21) 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、処理施
設の許可番号等を表示しなければならないこと
(省令第5条第21号)

汚染土壌処理施設には、汚染土壌処理施設であ
ることを明らかにするために、その見やすい場所
に立札その他の設備により処理施設の許可番号や
処理施設の種類等を表示しなければならないこと。
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌
の特定有害物質による汚染状態については、特定
有害物質の種類ごとに記載すること。立札その他
の設備の前に物を置くなどして表示が見えないよ
うにしないととも、立札その他の設備が汚損し、
又は破損した場合は補修、復旧すること。また、
表示しておくべき事項に変更が生じた場合には、
速やかに表示を変更すること。

(22)・(23) (略)

定の場合を除き当該汚染土壌処理施設外へ搬出し
ないこと。(省令第5条第17号)

汚染土壌処理施設外に搬出される土壌は、法第
22条第2項の申請書に記載された再処理汚染土
壌処理施設に搬入するために搬出する場合を除
き、原則として25種のすべての特定有害物質に
ついて規則第59条第3項に規定する方法(以下
「掘削後調査の方法」という。)により調査し、土
壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するもの
であることが確認されたものでなければならない
こと。

(以下略)

(18)～(20) (略)

(21) 汚染土壌処理施設の見やすい場所に、処理施
設の許可番号等を表示しなければならないこと
(省令第5条第21号)

汚染土壌処理施設には、汚染土壌処理施設であ
ることを明らかにするために、その見やすい場所
に立札その他の設備により処理施設の許可番号や
処理施設の種類等を表示しなければならないこと。
立札その他の設備の前に物を置くなどして表示
が見えないようにしないととも、立札その他
の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧
すること。また、表示しておくべき事項に変更が
生じた場合には、速やかに表示を変更すること。

(22)・(23) (略)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後					現 行				
表 A-5-1 調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類					表 A-5-1 調査対象地において土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類				
分類	特定有害物質の種類	選定 ¹⁾	理由 ²⁾	備考	分類	特定有害物質の種類	選定 ¹⁾	理由 ²⁾	備考
第一種特定有害物質	<u>クロロエチレン</u>				第一種特定有害物質	(新設)			
	四塩化炭素					四塩化炭素			
	1,2-ジクロロエタン					1,2-ジクロロエタン			
	1,1-ジクロロエチレン					1,1-ジクロロエチレン			
	シス-1,2-ジクロロエチレン					シス-1,2-ジクロロエチレン			
	1,3-ジクロロプロペン					1,3-ジクロロプロペン			
	ジクロロメタン					ジクロロメタン			
	テトラクロロエチレン					テトラクロロエチレン			
	1,1,1-トリクロロエタン					1,1,1-トリクロロエタン			
	1,1,2-トリクロロエタン					1,1,2-トリクロロエタン			
	トリクロロエチレン					トリクロロエチレン			
	ベンゼン					ベンゼン			
(略)	(略)				(略)	(略)			
(略)	(略)				(略)	(略)			
1) 選定の欄には、調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。					1) 選定の欄には、調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。				
2) 理由の欄の記入方法は「理由」の欄の記入要領(概略説明1ページ)による。					2) 理由の欄の記入方法は「理由」の欄の記入要領(概略説明1ページ)による。				

表A-6-1 調査対象地において自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類

分類	特定有害物質の種類	選定 ¹⁾	理由 ²⁾			備考
			自然由来		水面埋立て 用材料由来	
			自然地層	盛土		
第一種 特定有害物質	クロロエチレン					
	四塩化炭素					
	1,2-ジクロロエタン					
	1,1-ジクロロエチレン					
	シス-1,2-ジクロロエチレン					
	1,3-ジクロロプロペン					
	ジクロロメタン					
	テトラクロロエチレン					
	1,1,1-トリクロロエタン					
	1,1,2-トリクロロエタン					
	トリクロロエチレン					
	ベンゼン					
(略)	(略)					
(略)	(略)					

1) 選定の欄には、調査対象地において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。

2) 理由の欄に記入する凡例は「理由」の欄の記入要領（概略説明1ページ）による。

表A-6-1 調査対象地において自然由来又は水面埋立て用材料由来の土壤汚染のおそれがある特定有害物質の種類

分類	特定有害物質の種類	選定 ¹⁾	理由 ²⁾			備考
			自然由来		水面埋立て 用材料由来	
			自然地層	盛土		
第一種 特定有害物質	(新設)					
	四塩化炭素					
	1,2-ジクロロエタン					
	1,1-ジクロロエチレン					
	シス-1,2-ジクロロエチレン					
	1,3-ジクロロプロペン					
	ジクロロメタン					
	テトラクロロエチレン					
	1,1,1-トリクロロエタン					
	1,1,2-トリクロロエタン					
	トリクロロエチレン					
	ベンゼン					
(略)	(略)					
(略)	(略)					

1) 選定の欄には、調査対象地において土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。

2) 理由の欄に記入する凡例は「理由」の欄の記入要領（概略説明1ページ）による。

表B-1 特定した試料採取等対象物質

分類	特定有害物質の種類	試料採取等対象物質 ¹⁾	土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類		
			調査実施者が情報の入手・把握によって把握したもの		都道府県知事から通知されたもの
			選定 ²⁾	理由 ³⁾	選定 ²⁾
第一種特定有害物質	クロロエチレン				
	四塩化炭素				
	1,2-ジクロロエタン				
	1,1-ジクロロエチレン				
	シス-1,2-ジクロロエチレン				
	1,3-ジクロロプロペン				
	ジクロロメタン				
	テトラクロロエチレン				
	1,1,1-トリクロロエタン				
	1,1,2-トリクロロエタン				
	トリクロロエチレン				
	ベンゼン				
	(略)	(略)			
(略)	(略)				

- 1) 試料採取等対象物質の欄には、試料採取等対象物質とした特定有害物質の種類に「●」を記入する。
- 2) 選定の欄には、調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。
- 3) 理由の欄の記入方法は「理由」の欄の記入要領（概略説明1ページ）による。

表B-1 特定した試料採取等対象物質

分類	特定有害物質の種類	試料採取等対象物質 ¹⁾	土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類		
			調査実施者が情報の入手・把握によって把握したもの		都道府県知事から通知されたもの
			選定 ²⁾	理由 ³⁾	選定 ²⁾
第一種特定有害物質	(新設)				
	四塩化炭素				
	1,2-ジクロロエタン				
	1,1-ジクロロエチレン				
	シス-1,2-ジクロロエチレン				
	1,3-ジクロロプロペン				
	ジクロロメタン				
	テトラクロロエチレン				
	1,1,1-トリクロロエタン				
	1,1,2-トリクロロエタン				
	トリクロロエチレン				
	ベンゼン				
	(略)	(略)			
(略)	(略)				

- 1) 試料採取等対象物質の欄には、試料採取等対象物質とした特定有害物質の種類に「●」を記入する。
- 2) 選定の欄には、調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。
- 3) 理由の欄の記入方法は「理由」の欄の記入要領（概略説明1ページ）による。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後						現 行					
表 A-1 人為的原因による土壌汚染のおそれが認められる試料採取等対象物質						表 A-1 人為的原因による土壌汚染のおそれが認められる試料採取等対象物質					
分類	特定有害物質の種類	試料採取等対象物質 ¹⁾	命令に係る特定有害物質の種類								
			選定 ²⁾	選定 ²⁾	理由 ³⁾						
第一種特定有害物質	<u>クロロエチレン</u>										
	四塩化炭素										
	1,2-ジクロロエタン										
	1,1-ジクロロエチレン										
	シス-1,2-ジクロロエチレン										
	1,3-ジクロロプロペン										
	ジクロロメタン										
	テトラクロロエチレン										
	1,1,1-トリクロロエタン										
	1,1,2-トリクロロエタン										
	トリクロロエチレン										
	ベンゼン										
	(略)	(略)									
(略)	(略)										

分類	特定有害物質の種類	試料採取等対象物質 ¹⁾	命令に係る特定有害物質の種類		
			選定 ²⁾	選定 ²⁾	理由 ³⁾
第一種特定有害物質	(新設)				
	四塩化炭素				
	1,2-ジクロロエタン				
	1,1-ジクロロエチレン				
	シス-1,2-ジクロロエチレン				
	1,3-ジクロロプロペン				
	ジクロロメタン				
	テトラクロロエチレン				
	1,1,1-トリクロロエタン				
	1,1,2-トリクロロエタン				
	トリクロロエチレン				
	ベンゼン				
	(略)	(略)			
(略)	(略)				

1) 試料採取等対象物質の欄には、試料採取等対象物質とした特定有害物質の種類に「○」を記入する。	1) 試料採取等対象物質の欄には、試料採取等対象物質とした特定有害物質の種類に「○」を記入する。
2) 選定の欄には、調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。	2) 選定の欄には、調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。
3) 理由の欄の記入方法は「理由」の欄の記入要領（概略説明 1 ページ）による。	3) 理由の欄の記入方法は「理由」の欄の記入要領（概略説明 1 ページ）による。

表A-2 自然由来又は水面埋立て用由来の土壌汚染のおそれが認められる試料採取等対象物質

分類	特定有害物質の種類	試料採取等対象物質 ¹⁾	理由 ²⁾			備考
			自然由来		水面埋立て用材料由来	
			自然地層	盛土		
第一種特定有害物質	クロロエチレン					
	四塩化炭素					
	1,2-ジクロロエタン					
	1,1-ジクロロエチレン					
	シス-1,2-ジクロロエチレン					
	1,3-ジクロロプロペン					
	ジクロロメタン					
	テトラクロロエチレン					
	1,1,1-トリクロロエタン					
	1,1,2-トリクロロエタン					
	トリクロロエチレン					
	ベンゼン					
	(略)	(略)				
(略)	(略)					

- 1) 選定の欄には、調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。
- 2) 理由の欄に記入する凡例は“「理由」の欄の記入要領”(概略説明1ページ)による。
- 3) 調査実施者が地歴調査によって試料採取等対象物質に追加した特定有害物質の種類については備考の欄に「追加」と記載する。

表A-2 自然由来又は水面埋立て用由来の土壌汚染のおそれが認められる試料採取等対象物質

分類	特定有害物質の種類	試料採取等対象物質 ¹⁾	理由 ²⁾			備考
			自然由来		水面埋立て用材料由来	
			自然地層	盛土		
第一種特定有害物質	(新設)					
	四塩化炭素					
	1,2-ジクロロエタン					
	1,1-ジクロロエチレン					
	シス-1,2-ジクロロエチレン					
	1,3-ジクロロプロペン					
	ジクロロメタン					
	テトラクロロエチレン					
	1,1,1-トリクロロエタン					
	1,1,2-トリクロロエタン					
	トリクロロエチレン					
	ベンゼン					
	(略)	(略)				
(略)	(略)					

- 1) 選定の欄には、調査対象地において土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれのある特定有害物質の種類に「○」を記入する。
- 2) 理由の欄に記入する凡例は“「理由」の欄の記入要領”(概略説明1ページ)による。
- 3) 調査実施者が地歴調査によって試料採取等対象物質に追加した特定有害物質の種類については備考の欄に「追加」と記載する。